委託による肥料の生産に関する届出書

　　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島 郁夫　様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添委託生産契約書のとおり○○所有の○○工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

１　委託生産を予定している手続

□法律第６条第１項の規定に基づく登録の申請

□法律第13条第１項の規定に基づく登録事項変更の申請

□法律第16条の２第１項又は第２項の規定に基づく届出

□法律第16条の２第３項の規定に基づく届出事項変更の届出

□法律第22条第１項の規定に基づく届出

□法律第22条第２項の規定に基づく届出事項変更の届出

２　委託により生産を行う事業場の名称及び所在地

３　委託により生産する肥料の種類

４　委託生産に係る契約期間

（　　年　月～　　年　月）

備考

１　委託生産契約書（写）を添付する。

２　記の４について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島 郁夫　様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、　　　　年　　月　　日付けで届け出ました○○株式会社○○工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

１　変更した事項

委託契約に係る事項

（新）○○

（旧）○○

２　変更した年月日

　　年　　月　　日

３　変更した理由

○○のため

備考　委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書（写）を添付する。

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島 郁夫　様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、　　　　年　　月　　日付けで届け出ました○○株式会社○○工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に関し、　　　　年　　月　　日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。

○○年○○月○○日

肥料の配合依頼書

　○○肥料株式会社　御中

依頼者名　　○○　○○

　以下のとおり肥料の配合を依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 配合する肥料の名称 | 配合する肥料の数量 |
| 被覆尿素Ａ | ○ｋｇ　×　○袋 |
| スーパー有機 | ○ｋｇ　×　○袋 |
| みどり１号（堆肥） | ○ｋｇ |
| ○○○ | ○ｋｇ |
| ○○○ | ○ｋｇ |
| 上記の配分で配合した肥料 | ○ｋｇ　×　○袋 |

（配合に当たっての留意事項等）

この依頼書による配合は、平成31年４月１日付け30消安第6291号農林水産省消費・安全局長通知に基づく「施用者委託配合」として行うものであり、配合後の肥料の品質は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録等により確保されたものではありません。依頼者及び依頼を受けた者は、同通知に従い肥料の配合や施用を行うものとします。同通知の内容は以下の通りです。

１　配合の要件

（１）受託者（依頼を受けた者）による肥料の配合は、委託者（依頼者）の指図に基づくものであること。

（２）受託者による肥料の配合は、委託者の指図ごとに行い、複数の指図に基づきまとめて肥料の配合を行わないこと。

（３）受託者は、委託された肥料の配合を第三者に再委託しないこと。

（４）原料として配合される肥料は、法律に基づく登録若しくは仮登録を受け、又は届出されたもののほか、委託者が自ら生産したものであること。

（５）受託者が配合した肥料は、法律に基づく登録等により品質が確保されたものではないことを、委託者と受託者との間であらかじめ確認すること。

（６）（１）により受託者が配合した肥料は、全て委託者に引き渡されること。

（７）受託者が配合した肥料は、委託者が全て自ら施用し、又は廃棄することとし、第三者へ譲渡しないこと。

２　１の要件を満たさない配合の取扱い

（１）１の（１）から（６）までのいずれかの要件に該当しない場合には、従来どおり、受託者は、配合した肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。

（２）１の（１）から（６）までの全ての要件に該当し、かつ、１の（７）の要件に該当しない場合（受託者が配合した肥料について、委託者が他者に譲渡する場合）には、委託者は、譲渡する肥料について、生産業者として法に基づき登録若しくは仮登録を受け、又は届出を行う義務等がある。

３　留意事項

（１）委託者は、施用者委託配合に当たっては、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、並びに配合後の肥料は法律に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨等を記載した配合依頼書を作成し、受託者へ提出するとともに、その写しを保管すること。

また、受託者は、施用者委託配合後の肥料の委託者への引渡しに当たっては、委託者及び受託者の氏名、配合する原料の種類及び数量、並びに配合後の肥料は法律に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨を記載した配合報告書を作成し、委託者へ交付するとともに、その写しを保管すること。

配合依頼書（及びその写し）並びに配合報告書（及びその写し）は、当該肥料が施用者委託配合によるものであることを他者が確認できるよう、委託者と受託者の双方において２年間保管すること（受託者にあっては施用者委託配合を行う場所に保管すること）。なお、書面が保管されていない場合には、原則として必要な指図や確認が行われていないものとして取り扱う。

（２）施用者委託配合後の肥料の品質に起因する損害については、委託者と受託者間の問題であることを念頭に、受託者は、委託者に対し、肥料の原料や品質に関する情報・知見の提供に努めること。

（３）配合する肥料の組合せによっては品質低下や化学反応等が起きるおそれがあること、粒度や比重の異なる肥料を配合する場合には、配合方法によっては均一に配合されないおそれがあることについて、委託者及び受託者の双方が十分留意の上で配合を行うこと。

肥料の配合報告書

　　○○　○○　（依頼者） 様

　○月○日付けで受領した配合依頼書に従い、以下の通り肥料を配合したことを報告します。なお、これ以外の原料は一切配合していません。

|  |  |
| --- | --- |
| 配合した肥料の名称 | 配合した肥料の数量 |
| 被覆尿素Ａ | ○ｋｇ　×　○袋 |
| スーパー有機 | ○ｋｇ　×　○袋 |
| みどり１号（堆肥） | ○ｋｇ |
| ○○○ | ○ｋｇ |
| ○○○ | ○ｋｇ |
| 上記の配分で配合し、引き渡した肥料 | ○ｋｇ　×　○袋 |

　施用者委託配合を行った場所：○○工場

（平成31年４月１日付け30消安第6291号農林水産省消費・安全局長通知に基づく記載事項）

・配合後の肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録等により品質が確保されたものではありません。

・配合後の肥料を第三者に引き渡すことは、肥料の品質の確保等に関する法律に違反します。

・配合の依頼者及び依頼を受けた者は、配合依頼書及び配合報告書（又はこれらの写し）を、配合後の肥料の引渡しの日から２年間保管するものとします（依頼を受けた者にあっては施用者委託配合を行った場所に保管するものとします）。

・その他、配合後の肥料の取扱いについては、上記の局長通知に従うものとします。

○○年○○月○○日

○○肥料株式会社

代表取締役　○○　○○　印